

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成29年11月24日(2017.11.24)

【公表番号】特表2016-536391(P2016-536391A)

【公表日】平成28年11月24日(2016.11.24)

【年通号数】公開・登録公報2016-065

【出願番号】特願2016-524502(P2016-524502)

【国際特許分類】

C 08 J 3/20 (2006.01)

C 08 J 3/24 (2006.01)

A 61 L 27/00 (2006.01)

B 29 C 43/02 (2006.01)

【F I】

C 08 J 3/20

C 08 J 3/24

A 61 L 27/00 F

B 29 C 43/02

【手続補正書】

【提出日】平成29年10月13日(2017.10.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

a. ポリマー材料と、少なくとも1つの酸化防止剤と少なくとも1つの架橋剤とをブレンドするステップと、

b. 前記ブレンドしたポリマー材料を固結するステップと、

c. 前記固結ポリマー材料を、その溶融温度未満の温度またはその溶融温度を超える温度まで加熱し、一定の時間維持するステップと、

d. 前記固結ポリマー材料を、その溶融温度未満またはその溶融温度を超える別の温度まで加熱し、一定の時間維持するステップと、

e. 前記加熱した固結ポリマー材料を冷却するステップとを含む架橋ポリマー材料の製造方法。

【請求項2】

前記固結が、180から210の間で行われる請求項1に記載の方法。

【請求項3】

少なくとも1つの酸化防止剤がビタミンEまたはテトラキス[メチレン(3,5-ジ-tert-ブチルヒドロキシヒドロシンナメート)]メタンである請求項1に記載の方法。

【請求項4】

少なくとも1つの架橋剤が過酸化物、2,5-ジ(tert-ブチルペルオキシ)-2,5-ジメチル-3-ヘキシン、または過酸化ジクミルである請求項1に記載の方法。

【請求項5】

ステップcおよびdを複数回、任意の順序で実施することができる請求項1に記載の方法。

【請求項6】

前記架橋ポリマー材料が、医療用インプラントにさらに機械加工される請求項1に記載の方法。

**【請求項7】**

前記固結がラム押出により行われる請求項1に記載の方法。

**【請求項8】**

請求項1から7のいずれか一項に記載の方法によって作られる医療用インプラント。

**【請求項9】**

前記医療用インプラントがパッケージ化および滅菌される請求項8に記載の方法。